

(参考) 関係条文等_令和 8 年 10 月 1 日時点※一部抜粋

- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項第一号
 - 一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。
 - 二 次に掲げる基準その他都道府県等による第一号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。
 - イ 都道府県等が指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第一号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額(口において「寄附金活用可能額」という。)が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の六十に相当する金額以上であること。
- 令和 8 年 6 月 26 日総務省通知「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」

寄附金活用基準（告示第 4 条関係）

基本的な考え方

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方団体への感謝や応援の気持ちを伝え、税の使い道を自らの意思で決めることを可能とするために創設された制度であり、制度を通じて受け入れた寄附金については、地方団体を応援したいという寄附者の思いに応えるためにも寄附金の募集に要する費用を抑えつつ、できる限り地方団体における住民サービスの充実や地域振興のために活用されることが重要であること。この観点から、令和 8 年度税制改正において、新たに、寄附金活用基準を規定し、寄附金活用可能額の割合を段階的に引き上げることとしており、令和 8 年指定対象期間については、当該期間における寄附金活用可能額が、当該期間において受領する第 1 号寄附金（法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。）の額の合計額の 100 分の 52.5 に相当する金額以上であることとされていること（地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）附則第 3 条第 5 項、第 11 条第 4 項）。